

令和7年度 江東区立学校日本語指導講師 募集案内

1 募集する職名及び人数

(1) 募集の職種

日本語指導講師

(江東区会計年度任用職員 ※地方公務員法の適用あり)

(2) 募集人数

1名

(3) 勤務場所

江東区教育委員会事務局教育支援課（江東区教育センター2階）

※主に江東区立中学校・義務教育学校（後期課程）のほか、江東区立小学校・義務教育学校（前期課程）・幼稚園へ出張していただきます。

(4) 職務内容

- ①区立の小学校、中学校、義務教育学校及び幼稚園における日本語指導が必要な児童、生徒及び幼児（以下「生徒等」という。）に対する、中国語を使った日本語指導及び援助
- ②日本語指導が必要な生徒等及びその保護者に対する、中国語を使った通訳、翻訳等の指導及び援助
- ③日本語指導が必要な生徒等に対する、進路選択に向けた支援
- ④上記に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認める職務

2 応募資格（求められる能力）

- ・生徒等が話す中国語を理解し、正しい日本語を教えることができる方
- ・心身ともに健康であり、日本語指導を通して、生徒等が学校生活に順応できるよう、前向きに取り組む強い意欲を有する方
- ・Excel や Word 等のソフトを操作し、基本的な入力、文書作成等の事務ができる方
- ・日本語指導が必要な子どもに対する日本語指導及び学習支援の経験を有し、学校生活及び社会生活への適応指導に豊かな実務経験を有する方
- ・協調性があり、業務に対し強い責任感がある方
- ・上司の命に従うとともに、服務規律及び職場のルールを遵守して業務に取り組むことができる方
- ・職務上知り得た個人情報の秘密を守れる方（その職を退いた後も同様とする）
- ・外国籍の場合、在留資格期間が「3 任用予定期間」を超えている方

3 任用予定期間

令和7年9月1日から令和8年3月31日まで（予定）

※任用開始日が前後する場合があります。

※条件付採用期間あり（原則1か月）

※令和8年4月1日以降、最大4回まで公募によらない再度任用への申込が可能です。ただし、1年以内の任用であり、令和8年4月1日以降の再度任用を保障するものではありません。

公募によらない再度任用は、任用期間内の勤務実績等による選考のうえ、決定します。

4 勤務条件

(1) 勤務日数

年間180日勤務（原則月15日）

※令和7年度は105日勤務となります。

(2) 勤務時間

1日6時間勤務、午前8時30分から午後15時15分まで

※内休憩時間45分

※出張等の状況によっては、勤務時間が前後する場合があります。

5 報酬

(1) 基礎報酬

月額222,100円（令和7年7月現在）

※特別区人事委員会勧告等の状況により変更が生じる場合があります。

(2) 諸手当

通勤費相当別途支給（上限55,000円／月）

期末勤勉手当

※基準日（6月1日、12月1日）前1か月以内に在籍し、かつ、一会計年度内において基準日までに発令されている任用期間が6か月以上あり、週当たりの勤務時間が15時間30分未満、かつ、週当たりの勤務日数が2日以下でない者を対象に支給します。

6 休暇

年次有給休暇

夏季休暇（有給。7月1日～9月30日の間に取得可）

妊娠出産休暇（有給。産前6週間・産後8週間）

その他 慶弔休暇（有給）、妊婦通勤時間（無給）等

7 加入保険

東京都職員共済組合（健康保険）、介護保険、厚生年金保険、雇用保険

8 応募方法

次の提出書類を「11 申込み・問い合わせ先」まで郵送または持参によりご提出ください。

(1) 提出書類

①江東区会計年度任用職員申込書（フルカラー写真を必ず添付）

②作文（800～1,000 字、様式は任意）

題名：「限られた時間の中で充実した日本語指導を行うため、日本語学習への意欲がない生徒等に対し、意欲を持たせるには、どのような指導の工夫が求められると考えるか。また、日本語指導を通じ、生徒等が学校生活に順応するためには、どのような工夫が必要か。」

※提出書類については、返却いたしません。

(2) 提出期限

令和7年7月24日（木）午後5時まで

(3) 提出方法

郵送の場合：上記期日必着とします。期日以降の到着は受付しません。

なお、郵送事故の責任は負いかねますのでご注意ください。

また、封筒表面左下に「江東区立学校日本語指導講師
申込書類 在中」と赤字で記載してください。

持参の場合：受付時間は平日の午前9時から午後5時までです。

9 選考方法

第1次選考：書類審査

第2次選考：面接審査

※令和7年8月1日（金）午後に実施します。

（第1次選考の合否および合格者の第2次選考の詳細は別途お知らせします）

10 注意事項

地方公務員法第16条に該当する以下の方は応募できません。

- (1) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 江東区職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

- (3) 人事委員会又は公平委員会の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

1 1 申込み・問い合わせ先

〒135-0016

江東区東陽二丁目3番6号 江東区教育センター2階

江東区教育委員会事務局 教育支援課教育支援係

電話番号：03-3647-9307